

## ガス障害者救済のための特別措置要綱

昭和29年2月12日 蔵計第280号  
最終改正 平成14年4月1日 財計第1043号

従来ガス障害者については、何等救済措置が講じられないで放置してあつたが、受傷者は歳月の経過と共にその症状次第に悪化し高度の障害の状態となり遂には死亡するものがあるなど悲惨な状態にあるので「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」を適用して障害の程度が年金受給資格に該当する者には公務傷病年金を、一時金受給資格に該当する者には公務傷病一時金を支給し、公務傷病年金受給者が死亡した場合には、その者の遺族に災害年金者遺族一時金を支給する。

また、療養を要するものに対しては、当分の間、必要に応じて療養費を支給し、健康診断を要するものは、健康診断を実施する。

但し年金及び一時金の給付と療養費の支給とは併給しない。年金及び一時金又は遺族一時金の支給並びに療養費の支給及び健康診断の実施については別紙による。

### 附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

## 別紙

### ガス障害者救済のための特別措置実施要領

#### (1) 年金の給付

##### (受給権確認の申立)

年金受給権確認申立者の提出書類は一般公務傷病年金者の場合に準ずるもガス障害者の特性に鑑み病歴書を提出させる。

履歴書

戸籍抄本

診断書

病歴書

組合員であつたことのわかる証拠書類

##### (受給権の確認)

確認権は連合会理事長に専属する。

組合員としての資格、給料等が不明なため確認困難なものについては「権利確認審査会」に、又ガス障害かどうか及び障害の程度の認定困難なものについては「ガス障害認定審査会」に諮り決定する。「確認審査会」及び「認定審査会」の目的構成運営等は別紙の通りである。ガス障害に対する判定基準を定めるかどうかについては実際に即して研究し更めて決定する。

##### (年金額の改定)

年金受給資格は「昭和21年勅令第504号による改正前の恩給法施行令（以下「恩給法施行令」という。）第24条第1項に規定する」第4項症以上の障害として症項に応じて財務大臣の定めた基準による等級に改定する。

#### (2) 公務傷病一時金

公務傷病一時金の受給資格は、恩給法施行令第24条の2及び第31条に規定する第5項症以下第4目症以上の障害とし、その額は、旧陸軍共済組合規則別表の1の区分により支給する。

この場合において、公務傷病一時金の算定の基礎となる俸給の額は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）の施行日前に給付事由の生じた者については、同法別表第1の仮定俸給とし、同日以後に給付事由の生じた者については、国家公務員の給与水準の改訂等に伴う共済組合の年金額の改定に関し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする。

連合会理事長は、公務傷病一時金受給権の確認につき、必要と認めた場合は、「ガス障害調査委員会」及び「ガス障害認定審査会」に諮り決定するものとする。

#### (3) 災害年金者遺族一時金

ガス障害者で公務傷病年金受給権を確認したものが死亡した場合その遺族に支給する。

一時金の額は年金5年分から既に支給した年金額を控除した額とする。

#### (4) 療養費の支給

##### (医療券の交付)

旧陸軍造兵廠忠海製造所（以下「忠海製造所」という。）旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠（以下「忠海分廠」という。）旧陸軍造兵廠曾根製造所（以下「曾根製造所」という。）及び旧相模海軍工廠（以下「相模工廠」という。）の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していた者が、ガス障害に係る療養を受けようとするときは、国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）に医療券の交付を申請することができる。

理事長は、医療券の交付の申請をした者に対して療養を要すると裁定した場合には、その者に医療券を交付するものとする。

理事長は、この裁定を行うに当たっては、あらかじめガス障害認定審査会に対し、ガス障害に係る療養を要するかどうかの認定を求めなければならない。また、必要があるときは、ガス障害調査委員会に意見を聴くことができる。

#### （療養費の支給）

理事長は、医療券の交付を受けた者で次に掲げる疾病にかかっているもの（以下「認定患者」という。）が、当該疾病につき、理事長が指定する病院若しくは診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。）を含む。）又は薬局（以下「指定医療機関」という。）から医療（健康保険法第43条第1項各号に掲げる療養の給付（同条第2項に規定する食事療養及び同法第44条ノ14に規定する移送を含む。）をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該認定患者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、療養費を支給する。ただし、当該認定患者が、当該疾病につき法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（当該認定患者が健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による療養の給付若しくは老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付、又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額及び入院時食事療養に係る標準負担額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

一 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性副鼻腔炎、慢性気管支炎、慢性気管支拡張症、慢性肺気腫、慢性喉頭炎、肺線維症及びぜん息をいう。）並びに同疾患に罹患している者に発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん、咽頭がん、喉頭がん、気管がん、気管支がん、肺がん及び縦隔がんをいう。）及び皮膚がん（ボーエン病を含む。）。ただし、ガスの障害作用に起因するものでないことが明らかであるものを除く。

二 一に掲げる疾患にかかっている者に併発した循環器疾患（右心不全をいう。）呼吸器感染症、消化器疾患（胃がん、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍をいう。）及び皮膚疾患（砒素角化症、化学熱傷瘢痕上に生じた湿疹及び皮膚炎群をいう。）

認定患者は、指定医療機関から医療を受けようとするときは、当該指定医療機関に医療券を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により提出することができない場合には、その事情がなくなつた後遅滞なく医療券を当該指定医療機関に提出しなければならないものとする。

医療に要した費用の額は、健康保険の診療方針及び診療報酬（老人保健法による医療を受けることができる者に係る医療に要した費用の額については、老人保健法の医療に要する費用の額の算定方法）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

認定患者が指定医療機関から医療を受けた場合においては、理事長は、療養費として当該認定患者に支給すべき額の限度において、当該認定患者が当該医療に関し当該指定医療機関に支払うべき費用を、当該認定患者に代わり、当該指定医療機関に支払うことができる。

指定医療機関に療養費の支払いがあつたときは、当該認定患者に対し、療養費の支給があつたものとみなす。

#### （５）健康診断の実施

忠海製造所、忠海分廠、曾根製造所及び相模工廠の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していた者は、理事長に健康管理手帳の交付を申請することができる。

（健康管理手帳の交付）

理事長は、申請をした者が忠海製造所、忠海分廠、曾根製造所及び相模工廠の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していたと認定したときは、その者に健康管理手帳を交付するものとする。

（健康診断の実施）

理事長は、健康管理手帳の交付を受けた者に対し、毎年、健康診断を行うものとする。

#### （６）理事長への委任

この実施要領に定めるもののほか、この実施要領の実施のための手続きについて必要な事項は、理事長が定める。

#### （７）経費

年金及び一時金並びに療養の給付等に要する経費は、毎年度国の予算をもつて定められたところによる。